

## 平成28年第2回霧島市農業委員会定例総会

平成28年2月22日（月）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

### 出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 6番委員、 7番委員、 8番委員、  
9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、 15番委員、  
16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、 22番委員、  
23番委員、 24番委員、 25番委員、 27番委員、 28番委員、 29番委員、 30番委員、  
31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、 37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	堀ノ内敬久
	振興グループ長	内田大作	主査	宮原博和
	主査	若林優	主任主事	中吉哲平
	主任主事	有村大	主任主事	江藤俊志
	主査	藤岡勝史	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主任主事	田上政明

### 議事日程 諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「あっせん申出」について
- 8 「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定」について

「開 会 午後 2時25分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さん、こんにちは。本日は5番委員と26番員より欠席届が提出されております。本日の出席委員は35名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。21番委員、22番委員をお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[6件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知報告24件、使用貸借権通知報告1件、農地法第3条解約の使用貸借権通知報告1件の、計26件が提出されております。続いて、昨年11月の定例総会において買受適格証明を発行することに決定した国分向花町の件につきまして、会長判断において農地法第3条の許可を行っております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が4件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、

調査委員の意見報告をお願いします。国分の1番、23番委員。

○23番委員

1号1番を報告します。

申請地は国分西児童クラブの北西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は水路、南は水路、東は水路、西は宅地と雑種地である。利用変更目的は現状のまま畑として使用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。

○議長（会長）

2番、32番委員。

1号2番を報告します。

申請地は溝辺コミュニティセンターの南に位置しており、現況は畑である。申請地の北は原野、南は田、東は水路、西は田である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容はシラスを15cmから20cm盛土するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。

○議長（会長）

3番、4番委員。

1号3番を報告します。

申請地は宇都山公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は田、東は田、西は雑種地である。利用変更目的は農業用施設49㎡を建設するものである。工事内容はシラスを1m盛土するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。

○議長（会長）

4番、11番委員。

1号4番を報告します。

申請地は福山総合支所の北に位置しており、現況は畑と一部ロール置場である。ロール置場については前の耕作者が置いたものと思われる。申請地の北は3条申請地、南は3条申請地、東は3条申請地、西は3条申請地である。利用変更目的は農業用施設176㎡を建設するものである。工事内容は現状のままロール置場として利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

#### △ 議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転2件と、利用権設定の賃借権64件、使用貸借権8件の計74件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定の72件のうち50件は、再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の22件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。まず、所有権移転の溝辺の1番、27番委員。

○27番委員

2号所有権移転の1番を報告します。

本件については、農地売買等事業により、譲渡人の鹿児島県地域振興公社と、譲受人との間で、申請地1筆\*\*\*万\*\*\*円で協議が整い、所有権移転に係る計画書が、平成28年1月29日に提出されました。以下、譲受人が農地売買等事業にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて報告します。

譲受人は、認定農業者であり、現在95,628㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、9番委員。

○9番委員

2号所有権移転の2番を報告します。

本件については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と、譲受人との間で、申請地1筆\*\*\*万円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が、平成28年1月28日に提出されました。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて所有権移転を受ける要件を備えているか否かについて、報告します。

譲受人は、認定農業者であり、現在11, 216㎡のすべてについて耕作している。必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に、支障を生ずる恐れがないと思われる。あつせん譲受人候補者名簿の、横川地区\*\*番に記載されており、その経営面積も、あつせん基準の80aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

次に、利用権設定の国分の1番、3番委員。

○3番委員

2号利用権設定の1番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が、所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地5筆は未相続農地ではなく、農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

29番と30番、9番委員。

○9番委員

2号利用権設定の29番と30番は借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が、所有者他1名から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地2筆は未相続農地ではなく、農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

31番、22番委員。

○22番委員

2号利用権設定の31番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、14, 940㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

33番から35番、10番委員。

○10番委員

2号利用権設定の33番と34番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、24,453㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号利用権設定の35番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、26,631㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

36番と37番、25番委員。

○25番委員

2号利用権設定の36番と37番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書どおり耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

41番、17番委員。

○17番委員

2号利用権設定の41番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、14,675㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

42番、21番委員。

○21番委員

2号利用権設定の42番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、27,360㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

48番から55番、33番委員。

○33番委員

2号利用権設定の48番から52番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、60,685㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

2号利用権設定の53番から55番は借人が同一のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、7,701㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

57番、28番委員。

○28番委員

2号利用権設定の57番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,611㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

60番、24番委員。

○24番委員

2号利用権設定の60番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が、所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地2筆は未相続農地ではなく、農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、

法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

61番、25番委員。

○25番委員

2号利用権設定の61番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が、所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地3筆は未相続農地ではなく、農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、承認することに決定いたします。

#### △議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が所有権移転20件、賃借権設定2件の計22件が提



出されましたので、審議を求めます。なお、溝辺の13番は取り下げられましたので、残り21件について、議案書記載順に、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番と2番、3番委員。

○3番委員

3号1番と2番は受人が同一のため、まとめて報告します。

申請地は青葉小学校の東に位置しており、1番の現況は畑、2番の現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,509㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、19番委員。

○19番委員

3号3番を報告します。

申請地は黒石岳森林公園の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,154㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、34番委員。

○34番委員

3号4番を報告します。

申請地は木原簡易郵便局の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は16,621.84㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番及び10番、22番委員。

○22番委員

3号5番及び10番は受人が同一のため、まとめて報告します。

5番の申請地は河内公民館の北東に位置しており、現況は畑である。10番の申請地は国分隼人クリーンセンターの北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,418㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。受人は農業生産法人以外の法人であるが、取得後において農地等を適正に利用していない場合の契約解除条件が契約書に記載されており、かつ地域の他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる。また、業務執行役員のうち1名以上の者が農業に常時従事すると認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項第2号に該当するが、同条第3項の例外規定のすべてを満たすため許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、19番委員。

○19番委員

3号6番を報告します。

申請地は萩之元公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,922㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、12番委員。

○12番委員

3号7番を報告します。

申請地はヤマダ電器国分店の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。耕運、植付、刈取、乾燥は友人へ依頼し、管理はすべて自ら行うとのこと。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,016㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以

上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、23番委員。

○23番委員

3号8番を報告します。

申請地は国分西児童クラブの北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は職員という観点から園児と共に農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は耕運機を所有している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は1,133㎡で、学校法人の不許可の下限面積要件の例外にあたる。取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

9番及び11番、16番委員。

○16番委員

3号9番を報告します。

申請地の広瀬\*\*\*番\*は湊公民館の南西に、湊\*\*\*番\*は湊公民館の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,267㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

3号11番を報告します。

申請地は市営上井団地の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は34,647㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、23番委員。

○23番委員

3号12番を報告します。

申請地は上野原縄文の森の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は67,538㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、25番委員。

○25番委員

3号14番を報告します。

申請地は宮脇公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には\*\*\*\*さんが平成36年1月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は16,095㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、7番委員。

○7番委員

3号15番を報告します。

申請地は竹子小学校の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,635㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

16番と17番、27番委員。

○ 27番委員

3号16番と17番は受人が同一のため、まとめて報告します。

申請地は溝辺公民館の南東に位置しており、現況は畑である。16番の申請地には\*\*\*\*さんが平成30年3月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。17番の申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,713㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、4番委員。

○ 4番委員

3号18番を報告します。

申請地は正牟田活性化センターの西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,551㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

19番と20番、28番委員。

○ 28番委員

3号19番を報告します。

申請地は小浜小学校の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,429㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

3号20番を報告します。

申請地は小田東公民館の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は

設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,846㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、2番委員。

○2番委員

3号21番を報告します。

申請地は新川公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,061㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、11番委員。

○11番委員

3号22番を報告します。

申請地は福山総合支所の北に位置しており、現況は畑である。申請地には\*\*\*\*さんが平成29年6月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は16,520㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

#### △議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外8件、用途変更2件の計10件が提出されました。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。農振除外、国分の1番を、22番委員。

○22番委員

4号農振除外1番を報告します。

申請地は牧内公民館の東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畑、南は道路、東は畑、西は畑である。除外目的は、事務所及び倉庫を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番と3番、23番委員。

○23番委員

4号農振除外2番を報告します。

申請地はこがのもりコミュニティ広場の南西に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は畑、東は水路、西は道路である。除外目的は、共同住宅を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響があると思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でない。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。

4号農振除外3番を報告します。

申請地は国分北小学校の西に位置しており、現況は田である。申請地の北は宅地、南は田と水路、東は水路、西は田である。除外目的は、建売住宅を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、24番委員。

○24番委員

4号農振除外4番を報告します。

申請地は国分南小学校の南西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は田、南は宅地、東は水路、西は水路である。除外目的は、建売住宅を建設するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地であるが、事業完了後8年を経過しているため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。



○議長（会長）

5番、27番委員。

○27番委員

4号農振除外5番を報告します。

申請地は小浜小学校の北に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は田、南は道路、東は宅地、西は道路である。除外目的は、一般住宅、車庫及び物置をそれぞれ1棟建築し、造園業を開業し一部を樹木置場として利用するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、25番委員。

○25番委員

4号農振除外6番を報告します。

申請地は湯田公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地の北は宅地、南は田、東は道路、西は田である。除外目的は、一般住宅1棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番と8番、24番委員。

○24番委員

4号農振除外7番を報告します。

申請地は谷公民館の南西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は道路、南は道路、東は道路、西は畑である。除外目的は、太陽光発電施設を設置するものである。当申請は具体的な転用計

画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。

4号農振除外8番を報告します。

申請地は六村公民館の南に位置しており、現況は荒地である。申請地の北は水路と道路、南は畑、東は山林、西は山林である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

用途変更、1番と2番、24番委員。

○24番委員

4号用途変更1番を報告します。

申請地は東国分保育園の北西に位置しており、現況は田である。申請地の北は水路、南は水路、東は田、西は田である。用途区分変更目的は農業用倉庫を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地を用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。

4号用途変更2番を報告します。

申請地は牧野中公民館の北に位置しており、現況は畑と牛舎である。申請地の北は畑、南は水路、東は道路、西は畑である。用途区分変更目的は農業用施設用地にするものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地を用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の、農振除外国分の2番は不許可、国分の2番を除く農振除外7件及び用途変更2件は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の、農振除外国分の2番は不許可、国分の2番を除く農振除外7件及び用途変更2件は許可という意見を市長に答申することに決定します。

#### △ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請10件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。国分の1番、22番委員。

○22番委員

5号1番について報告します。

申請地は春山緑地公園の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は347㎡であり、また、隣接地の5条申請地1,892㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は2,239㎡であり、駐車場と通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は5条申請地、西は道路、南は畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番と3番、23番委員。

○23番委員

5号2番について報告します。

申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の北に位置し、現況は雑種地である。なお、平成26年1月、駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は247㎡であり、車8台分の駐車場に利用するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は通路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号3番について報告します。

申請地は国分西児童クラブの北西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は園庭を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は918㎡であり、また、隣接地の5条申請地700㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,618㎡である。園庭として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は5条申請地、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、27番委員。

○27番委員

5号4番について報告します。

申請地は上野原縄文の森の南東に位置し、現況は宅地である。なお、昭和60年3月頃、牛舎などにしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は牛舎と堆肥舎にするものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は2,535㎡であり、また、隣接地の5条許可地1,529㎡を一体利用するもので、全体計画面積は4,064㎡である。牛舎と堆肥舎として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、25番委員。

○25番委員

5号5番について報告します。

申請地は極楽公民館の北西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和50年頃、農業用倉庫を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は農業用倉庫を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は246㎡であり、農業用倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は5条申請地の残地、西は5条申請地の残地、南は5条申請地の残地、北は5条申請地の残地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、9番委員。

○9番委員

5号6番について報告します。

申請地は横川総合支所の南に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は3,651㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、33番委員。

○33番委員

5号7番について報告します。

申請地は市後柄自治公民館の南に位置し、現況は田と一部果樹である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林と通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は4,720㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路と水路、南は田、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番と9番、27番委員。

○27番委員

5号8番について報告します。

申請地は小田東公民館の北東に位置し、現況は道路と宅地である。なお、平成17年から18年にかけて車庫と通路にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は車庫と通路を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は76㎡であり、車庫及び通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は申請地の残地、南は申請地の残地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号9番について報告します。

申請地は福山学園の南に位置し、現況は雑種地である。なお、平成15年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的はリハビリ運動場を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は1,521㎡であり、また、隣接地の宅地564.60㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,085.60㎡である。リハビリ運動場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は5条許可地、南は畑と宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、25番委員。

○25番委員

5号10番について報告します。

申請地は六村公民館の南東に位置し、現況は山林である。なお、平成20年頃、山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請どおりに転用されている。計画面積は830㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。21番委員。

○21番委員

霧島の7番について確認です。申請人の住所は溝辺町ですが、申請地は3条取得によるものではなかったですか。

○議長（会長）

事務局。

○宮原主査

登記簿謄本を見ますと、平成11年に3条による売買ということになります。今回転用で出された理由ですが、これまで申請人は溝辺から通われて耕作をされてきましたが、通作が非常に難しくなってきたという事情で、転用の申請が出されております。

○議長（会長）

21番委員、よろしいですか。

○21番委員

はい。

○議長（会長）

他に質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ 「挙手多数」

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するというように決定します。つきましては、26日開催の県農業会議に諮問いたします。

「休憩 午後 3時40分」

「再開 午後 3時50分」

△ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請24件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、牧園の16番は取下げられました。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。また、国分の12番は議事参与の関係で別途審議いたします。国分の1番を22番委員。

○22番委員

6号1番について報告します。

申請地は春山緑地公園の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、農用地区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,892㎡であり、また、隣接地の4条申請地347㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は2,239㎡であり、駐車場と通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は4条申請地、南は畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、23番委員。

○23番委員

6号2番について報告します。

申請地は北公園の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は倉庫と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は272㎡であり、倉庫と駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と田、西は宅地、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。



以上です。

○議長（会長）

3番、22番委員。

○22番委員

6号3番について報告します。

申請地は木原簡易郵便局の南に位置し、現況は農業用資材置場である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については現状のまま利用するため不要。法定小作人なし。転用目的は資材置場にすることであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は141㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、34番委員。

○34番委員

6号4番について報告します。

申請地は名波公園の東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲12区画と通路を建設することであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,958㎡であり、宅地分譲12区画と通路を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第2種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、23番委員。

○23番委員

6号5番について報告します。

申請地は霧島市消防局の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設することであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。

計画面積は1,453㎡であり、共同住宅2棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、6番委員。

○6番委員

6号6番について報告します。

申請地は国分北小学校の西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は637㎡であり、普通車31台分の貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は水路、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、23番委員。

○23番委員

6号7番について報告します。

申請地は野口団地の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は292㎡であり、建売住宅1棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番と9番、12番委員。

○12番委員

6号8番について報告します。

申請地は松木公民館の東に位置し、現況は荒地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調

達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は390㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は畑と住宅、南は荒地と通路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号9番について報告します。

申請地は松木公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲3区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は940㎡であり、宅地分譲3区画と通路を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は通路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、23番委員。

○23番委員

6号10番について報告します。

申請地は国分西児童クラブの北西に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は園庭を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は700㎡であり、また、隣接地の4条申請地918㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,618㎡である。園庭に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は4条申請地、西は水路、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、24番委員。

○24番委員

6号11番について報告します。

申請地は下井保育園の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の

地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,409㎡であり、建売住宅4棟を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は水路、北は宅地と田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番と14番、25番委員。

○25番委員

6号13番について報告します。

申請地は極楽公民館の北東に位置し、現況は宅地である。なお、昭和50年頃、工場と資材置場にしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は工場と資材置場に作るものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は669㎡であり、工場と資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号14番について報告します。

申請地は麓原公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また資金証明、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,614㎡であり、申請地に建売住宅6棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は宅地と畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、36番委員。

○36番委員

6号15番について報告します。

申請地は崎森地区公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計

画面積は536㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書が添付されているため妥当と思われる。申請地の東は道路と宅地、西は畑、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、1番委員。

○1番委員

6号17番について報告します。

申請地は大窪自治公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は527㎡であり、申請地にクヌギ100本を植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と宅地、西は田、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、28番委員。

○28番委員

6号18番について報告します。

申請地は小浜里中・下公民館の西に位置し、現況は植林済みである。なお、平成25年12月頃、スギを植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするもので、計画面積は73㎡であり、既に申請どおり植林されている。申請地の東は不耕作地、西は道路、南は山林、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番から21番、2番委員。

○2番委員

6号19番について報告します。

申請地は天降川小学校の南西に位置し、現況は畑と一部不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確

実と思われる。計画面積は531㎡であり、宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号20番について報告します。

申請地は天降川小学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は328㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路と宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号21番について報告します。

申請地は国分隼人自動車学校の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地造成するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は471㎡であり、宅地1区画分として利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は不耕作地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番と23番、27番委員。

○27番委員

6号22番について報告します。

申請地は山野公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は582㎡であり、建売住宅2棟を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は5条申請地、北は道路と田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号23番について報告します。

申請地は山野公民館の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は363㎡であり、また、隣接地の宅地71.06㎡を一体利用するもので、全体計画面積は434.06㎡である。建売住宅1棟を建築するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は田と宅地、北は5条申請地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番、14番委員。

○14番委員

6号24番について報告します。

申請地は松永郵便局の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は483㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は宅地と道路、北は堤防である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては26日開催の県農業会議に諮問いたします。

次に、国分の12番を審議いたしますので、30番委員は退席を願います。

○ [30番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。国分の12番、27番委員。

○27番委員

6号12番について報告します。

申請地は下井簡易郵便局の西に位置し、現況は雑種地である。なお、昭和62年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は292㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は雑種地、南は原野、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の国分の12番は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の国分の12番は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては26日開催の県農業会議



に諮問いたします。30番委員は着席してください。

○ [30番委員着席]

△ 議案第7号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、売渡希望5件、貸付希望4件、借受希望2件の計11件が提出されましたので審議を求めます。なお、貸付希望の溝辺の3番は取り下げられました。調査委員の現地調査報告をお願いします。売渡希望、国分の1番、23番委員。

○23番委員

7号売渡希望1番を報告します。

全筆確認しましたところ、今も耕作されております。元々は申請人の父親が所有されていましたが、亡くなられたので、きれいなほ場であるうちに必要な方があれば買って頂きたいとのことであっせんに出されました。少しずつでも買い手を見つけていきたいと思っておりますので、あっせんを受けたいと思いません。以上です。

○議長（会長）

売渡希望、2番、27番委員。

○27番委員

7号売渡希望2番を報告します。

申請地の田は2筆とも隣接しており、日当たりも良く、道路に面しています。水の関係で多少影響があるとのことですが、あっせんを受けたいと思っております。以上です。

○議長（会長）

売渡希望、4番、15番委員。

○15番委員

7号売渡希望4番を報告します。

申請人が体調を崩し、耕作が出来ないとのこと。申請地は茶畑ですが、周辺も茶畑に囲まれています。あっせんを受けたいと思っております。以上です。

○議長（会長）

売渡希望、5番と6番、17番委員。

○17番委員

7号売渡希望5番と6番を報告します。

申請地は日当たりも良く、きれいに整備されておりますので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望、7番、33番委員。

○33番委員

7号貸付希望7番を報告します。

申請地は農道も良く整備されております。あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望、8番、31番委員。

○31番委員

7号貸付希望8番を報告します。

申請地は貸人の自宅裏にあり、水路も農道も整備はされております。土地の形状が三角形のようになっていますが、水も来ておりますので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望9番、2番委員。

○2番委員

7号貸付希望9番を報告します。

7号1番と同じ申請人です。きれいな農地ですので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、1番、32番委員。

○32番委員

7号借受希望1番を報告します。

申請人は認定農家であります。あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望、2番、36番委員。

○36番委員

7号借受希望2番を報告します。

申請人は現在、加治木で2,300㎡の畑を耕作されています。現在40歳と若く、今後も拡大して

いきたいとのことですので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案7号「あっせん申出について」の売渡希望5件、貸付希望3件、借受希望2件の計10件につきましては、あっせんを行うことを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号「あっせん申出について」の売渡希望5件、貸付希望3件、借受希望2件の計10件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。売渡希望1番を23番委員と12番委員に、貸付希望2番を27番委員と26番委員に、売渡希望4番を15番委員と21番委員に、5番と6番を17番委員と20番委員に、貸付希望7番を33番委員と1番委員に、8番と31番委員と1番委員に、売渡希望9番を2番委員と23番委員に、借受希望1番と32番委員と7番委員に、2番を36番委員29番委員に。以上のおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

△議案第8号 「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第8号「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について」を議題とします。霧島市荒廃農地発生・解消状況に関する実施要領第6項の規定に基づき、荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は、荒廃農地発生・解消状況に関する非農地の意見決定2件であります。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。1番及び2番を25番委員。

○25番委員

8号、耕作放棄地現地調査による非農地の意見決定について、特別班の調査結果を報告します。

溝辺町竹子字別府後\*\*\*\*番\*\*については、現況が山林化しており、農地への復元が不可能であると思われるため、非農地として認められる。

溝辺町竹子字別府後\*\*\*\*番\*についても、現況が山林化しており、農地への復元が不可能であると思われるため、非農地として認められる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。質疑・討論はありませんか。

○                  〔「なし」との声あり〕

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第8号「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について」の非農地認定2件は、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地であるとの意見です。このことを認めることに賛成の方の挙手を求めます。

○                  〔全員挙手〕

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第8号「荒廃農地発生・解消状況に関する調査による農地・非農地の意見決定について」は、農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地であるとの意見を市長に答申することに決定いたします。

以上で平成28年第2回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○                  〔「なし」との声あり〕

これで平成28年第2回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会      午後 4時30分」

番

---

番

---

番

---